

令和6年度 札幌市社会福祉審議会 総会

日時：令和6年12月20日（金）10時00分～
会場：北海道経済センター 8階 Aホール

会議次第

1 開会

2 保健福祉局長あいさつ

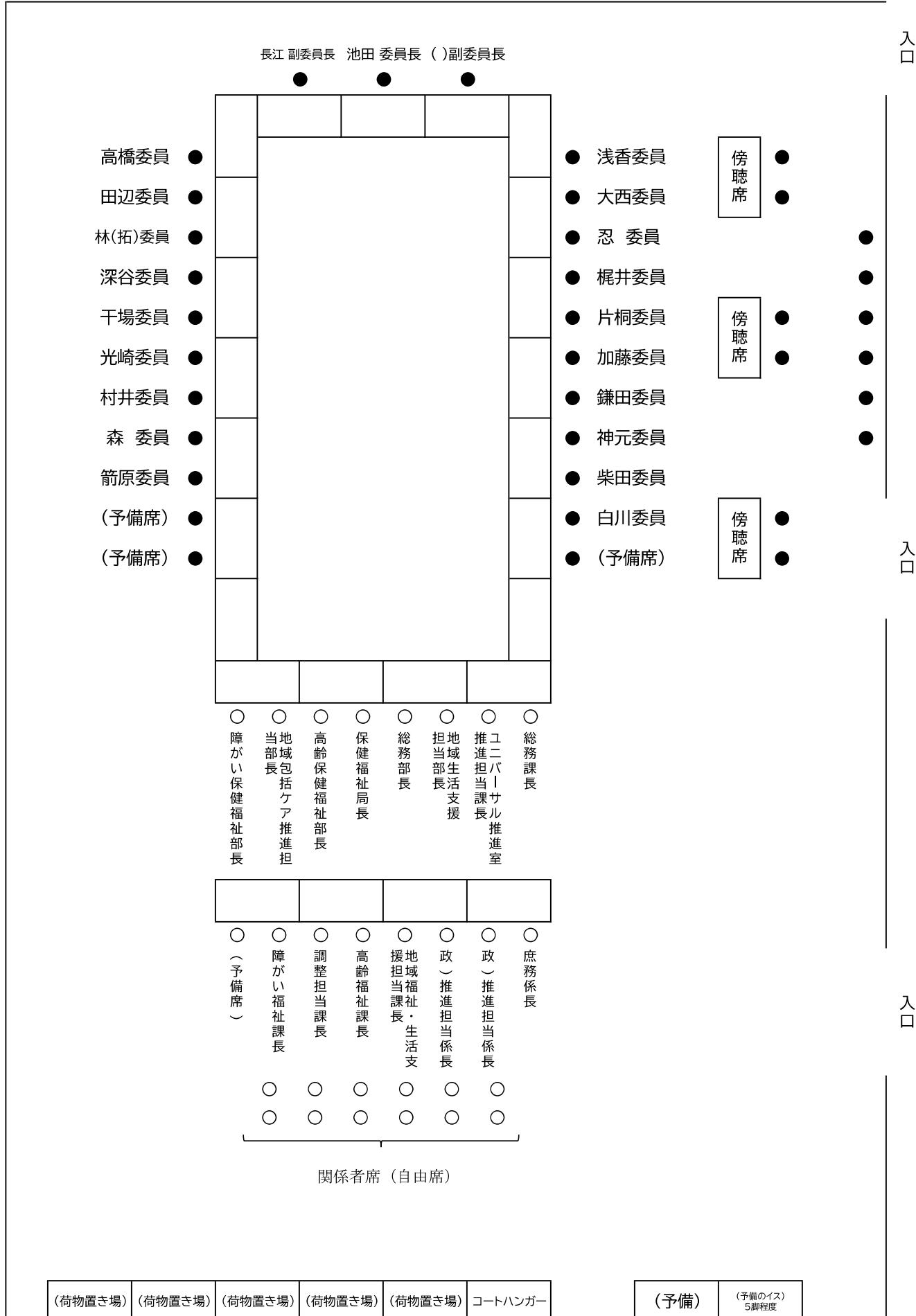
3 議題等

- (1) 副委員長の選出について
- (2) 令和5年度社会福祉審議会分科会の開催状況について
- (3) （仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等について
- (4) 健康寿命延伸に向けた高齢者施策について
- (5) その他

4 閉会

令和6年度 札幌市社会福祉審議会 総会 座席表

R6.12.20 北海道経済センター 8階 Aホール



札幌市社会福祉審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名		役職等
浅香 博文	あさか ひろふみ	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会会长
池田 雅子	いけだ まさこ	北星学園大学社会福祉学部教授
岩崎 優政	いわさき のりまさ	北海道大学大学院医学研究院専門医学系部門機能再生医学分野整形外科学教室教授
大黒 浩	おおぐろ ひろし	札幌医科大学医学部眼科学講座教授
大崎 康二	おおさき こうじ	ほっかい法律事務所弁護士
大西 國男	おおにし くにお	札幌市民生委員児童委員協議会副会長
忍 正人	おし まさと	日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科 准教授
梶井 祥子	かじい しょうこ	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会会长
片桐 由喜	かたぎり ゆき	小樽商科大学商学部教授
加藤 敏彦	かとう としひこ	札幌市老人福祉施設協議会会长
鎌田 正志	かまだ まさし	札幌公共職業安定所所長
神元 要子	かみもと ようこ	札幌市ボランティア連絡協議会理事
今 真人	こん まさと	一般社団法人札幌市医師会会长
柴田 幸一郎	しばた こういちろう	一般社団法人札幌青年会議所総務・財政規則審査委員会委員長
白川 京子	しらかわ きょうこ	札幌簡易裁判所民事調停委員
高野 賢一	たかの けんいち	札幌医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座教授
高橋 修史	たかはし しゅうじ	一般社団法人札幌歯科医師会副会長
田辺 毅彦	たなべ たけひこ	北星学園大学文学部教授
多米 淳	ため あつし	一般社団法人札幌市医師会副会長
丹野 雅也	たんの まさや	札幌医科大学保健医療学部看護学科看護学第三講座教授
土肥 勝夫	どひ かつお	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会会长
長江 瞳子	ながえ ちかこ	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会会长
橋本 茂樹	はしもと しげき	一般社団法人札幌市医師会理事
秦 直樹	はた なおき	社会福祉法人常徳会理事長
林 拓哉	はやし たくや	きたあかり法律事務所弁護士
林 美枝子	はやし みえこ	日本医療大学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科教授
平野 聰	ひらの さとし	北海道大学大学院医学研究院消化器外科学教室Ⅱ教授
深見 正子	ふかみ まさこ	札幌市民生委員児童委員協議会理事
深谷 正史	ふかや まさふみ	札幌市P.T.A協議会理事
干場 有理子	ほしば ゆりこ	社会福祉法人札幌慈啓会慈啓会特別養護老人ホーム介護課長
光崎 聰	みづさき さとし	連合北海道札幌地区連合会副事務局長
村井 勇太	むらい ゆうた	公益社団法人北海道勤労者医療協会組織広報部課長
森 裕	もり ゆたか	札幌市保護司会連絡協議会幹事副会長
箭原 恭子	やはら きょうこ	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会理事長

札幌市社会福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 10 日
条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)に関し、同法及び社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 審議会の名称は、札幌市社会福祉審議会とする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第 4 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 札幌市地方社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(昭和61年条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成12年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第55号)抄

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年条例第42号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において札幌市社会福祉審議会条例第1条に規定する審議会の委員であつて児童福祉専門分科会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会をいう。)に属したもの(以下「児童福祉専門分科会委員」という。)の任期は、第2条の規定による改正前の同条例第4条第2項の規定にかかわらず、同日に満了する。ただし、同日において同法第11条第1項に規定する民生委員専門分科会若しくは身体障害者福祉専門分科会又は同条第2項に規定する専門分科会にも属した児童福祉専門分科会委員にあっては、この限りでない。

札幌市社会福祉審議会運営規程

昭和 47 年
規 程

(目的)

第1条 この規程は札幌市社会福祉審議会条例（平成12年条例第2号）第9条の規定により、札幌市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長の事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第3条 審議会は、毎年1回定例会を開く。ただし、必要があるときは臨時会を開くものとする。

(専門分科会)

第4条 審議会に、次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じその他他の専門分科会を置くことができる。

専門分科会名	調査審議する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項の調査審議
高齢者福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項の調査審議
低所得者福祉専門分科会	低所得者の福祉に関する事項の調査審議
地域福祉活動専門分科会	地域福祉活動に関する事項の調査審議
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
社会福祉施設等整備審査専門分科会	社会福祉施設、精神障害者社会復帰施設及び介護老人保健施設の整備計画の審査に関する事項の調査審議

- 2 専門分科会に小委員会を置くことができる。
- 3 専門分科会は、必要のつど分科会長が招集する。ただし、分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。
- 4 専門分科会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。
- 5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

6 専門分科会の決議を審議会が承認した場合は、その決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門分科会等の運営)

第5条 専門分科会並びに専門分科会に属する部会及び小委員会の運営に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができます。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

令和5年度分科会の活動実績について

○社会福祉施設等整備審査専門分科会

【審議概要】

札幌市内における第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設（児童福祉施設を除く）及び介護老人保健施設の整備計画、事業予定者等の適格性を多角的に審査する。

<審査対象>

- ・社会福祉施設の創設、増築、大規模修繕等の施設整備計画
- ・介護老人保健施設の創設に係る施設整備計画
- ・その他社会福祉施設等の整備等に関し、市長から特に要請を受けたもの

【所属委員（令和6年12月20日現在）】

社会福祉施設等整備審査専門分科会の委員は、各分科会の分科会長で構成している。

会長	浅香 博文	身体障害者福祉専門分科会長
副会長	秦 直樹	民生委員審査専門分科会長
委員	田辺 毅彦	高齢者福祉専門分科会長
	鎌田 正志	低所得者福祉専門分科会長
	池田 雅子	地域福祉活動専門分科会長

【活動実績】

(1) 令和5年6月20日

(議題)

軽費老人ホーム審査（大規模修繕1件）

(審議結果)

申請のあった1件の審査を行い、1件の計画を認めた

(2) 令和5年12月22日

(議題)

広域型特別養護老人ホーム審査（創設2件、改築・大規模修繕2件）

児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所審査（創設1件）

施設入所支援・生活介護・短期入所審査（改築1件）

(審議結果)

申請のあった6件の審査を行い、6件の計画を認めた

○民生委員審査専門分科会

【審議概要】

札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員として適任か審査し、市長へ答申を行う。年3回開催。

【所属委員（令和6年12月20日時点）】

□会長 秦 直樹
□副会長 深谷 正史
□委員 土肥 勝夫
森 裕
柴田 幸一郎
白川 京子
林 美枝子

【活動実績】

(1) 令和5年7月19日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された38名について審査し、全員適任であると答申

(2) 令和5年11月15日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された31名について審査し、全員適任であると答申

(3) 令和6年3月22日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された33名について審査し、全員適任であると答申

○地域福祉活動専門分科会

【審議概要】

福祉除雪事業の制度検証に向けて、事業の現状や課題等について説明・報告を実施。

【所属委員（令和6年12月20日現在）】

□会長 池田 雅子
□副会長 忍 正人
□委員 大西 國男
　　神元 要子
　　長江 瞳子
　　林 拓哉
　　梶井 祥子
　　光崎 聰

【活動実績】

(1) 令和6年3月26日
(議題)

福祉除雪事業の概要について

福祉除雪事業の現状及び持続可能な事業としていくための観点について

○身体障害者福祉専門分科会審査部会

【審議概要】

身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項に基づく障害程度の審査を行う。

【所属委員（令和6年12月20日時点）】

身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員は、6名の医師で構成している。

- 部会長 平野 聰（消化器外科）
- 委員 岩崎 優（整形外科）
 - 大黒 浩（眼科）
 - 高野 賢一（耳鼻咽喉科）
 - 丹野 雅也（内科）
 - 高橋 修史（歯科）

【活動実績】

(1) 令和5年8月18日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（137件）

障害程度の審査（8件：新規申請8件、再交付申請0件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認137件、不承認0件

障害程度の審査・・・該当0件（新規申請0件、再交付申請0件）

非該当8件（新規申請8件、再交付申請0件）

保留0件

(2) 令和6年2月29日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（63件）

障害程度の審査（10件：新規申請8件、再交付申請2件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認63件、不承認0件

障害程度の審査・・・該当0件

非該当10件（新規申請8件、再交付申請2件）

保留0件

※全委員が揃うことが困難なため、審査部会運営要綱第4条第4項に基づき、書面会議による審査とした。